

新型コロナウイルスに関する注意喚起（その4）

○2月13日、豪州政府は新型コロナウイルスの水際対策として行った措置を2月15日よりさらに1週間延長することを決定しました。これは、2月1日に行った中国本土にいた外国人（豪州永住者を除く）が中国本土を離れあるいはトランジットしてから14日間、豪州に入国することを認めないとする措置の延長であり、1週間後に再検討される予定です。

この措置に拘わらず豪州に到着し、且つ出発地に戻ることを拒否する外国人は、義務的な検疫措置の対象となりますので、ご注意ください。

○引き続き、在留邦人の皆様、オーストラリアに滞在する方、またはこれから渡航を予定されている方は、感染するリスクがあることを認識し、関係機関の情報入手に努めてください。また、手洗・うがいの励行と共に熱・咳等感染が疑われる場合、医療機関に問合せの上、その指示に従ってください。

○豪州政府の発表（メディアリリース）

<https://www.pm.gov.au/media/extension-travel-ban-protect-australians-coronavirus>

<参考情報>

○豪連邦保健省HP

<https://www.health.gov.au/news/coronavirus-update-at-a-glance>

○WA保健省HP

https://ww2.health.wa.gov.au/Articles/A_E/Coronavirus

○外務省HP（感染症危険情報）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T012.html#ad-image-0

○厚生労働省HP

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

（連絡先）

在パース日本国総領事館

電話：+61-8-9480-1800

ホームページ：<http://www.perth.au.emb-japan.go.jp/>